

『2004 憲法/3120 憲法』

対象：法学部・短期大学部

■テキスト

2025. 05. 01 訂正

P.11 11～12 行目

(誤) (「人および市民の権利宣言」) おいて確立された近代憲法の基本原則 (= 権利保障と権力分立) 採用し、

(正) (「人および市民の権利宣言」) において確立された近代憲法の基本原則 (= 権利保障と権力分立) を採用し、

P.150 6 行目

(誤) 予算は、「予算総則」「歳入歳出予算」「継続費」

(正) 予算は、「予算総則」「歳入歳出予算」「継続費」

P.160 22 行目

(誤) 国家に事務に属さない、

(正) 国家の事務に属さない、

P.173 5～6 行目

(誤) 平成 10 年 6 月までに「推進計画」を定めることになっている。

(正) 平成 10 年 5 月 29 日までに「推進計画」を定めた。

P.173 17 行目

(誤) この改正は平成 12 年 4 月 1 日から施行される。

(正) この改正は平成 12 年 4 月 1 日から施行された。

P.214 下から 5～6 行目

(誤) 人権侵害には及ばないされた。

(正) 人権侵害には及ばないとされた。

P.230 5 行目

(誤) 限定的分離説に立場から、政教分離の原則を緩やか解釈

(正) 限定的分離説の立場から、政教分離の原則を緩やかに解釈

P.243 17 行目

(誤) 特殊な形態での表現を制限するすぎず、

(正) 特殊な形態での表現を制限するにすぎず、

P.252 11 行目左欄のキーワード

(誤) 奈良県ため地条例事件

(正) 奈良県ため池条例事件

P.252 下から 5 行目

(誤) が与えなければならないということである

(正) を与えなければならないということである。

P.268 下から 4 行目

(誤) (地方自治法 125 寿)

(正) (地方自治法 125 条)

P.317 12 行目

(誤) 勤労の能力のある国民財産があるからといって

(正) 勤労の能力のある国民は財産があるからといって

P.320 11～12 行目

(誤) たいてい国民は、権利、権利の価大合唱で、

(正) たいてい国民は、権利、権利の大合唱で、

2025. 02. 01

訂正

P. 9 2 行目

(誤) 機関き

(正) 機関

P. 11 9 行目

(誤) 1796 年

(正) 1776 年

P. 216 12 行目

(誤) 無効力説

(正) 無適用説

P. 224 15 行目

(誤) 上告人(被解雇者)はよる

(正) 上告人(被解雇者)による

P. 245 14 行目

(誤) 居所指定権(民法 821 条)

(正) 居所の指定(民法 822 条)

P. 291 3～5 行目

(誤) 満二十年

(正) 満十八年

2024. 11. 01

訂正

目次

(変更前) 第 2 部 4 能動的権利 (4) 皇室経済

(変更後) 第 2 部 4 能動的権利 (4) 憲法改正の承認についての国民投票